

特別定額給付金について

特別定額給付金について、感染拡大防止に留意しつつ、簡素な仕組みで迅速かつ的確に、世帯ごとにお届けするため、次のとおり、準備を進めています。

1 概要

- 国民一人当たり 10万円 を給付
- 本市における対象世帯 72万世帯

2 コールセンターの設置

令和2年5月中旬開設

(当面の受付 平日9:00～20:00, 土日祝9:00～18:00)

3 スケジュール

令和2年4月24日～30日 配偶者からの暴力を理由に住民登録地以外の住所に避難している方の申出書受付期間

5月1日～8日 上記の申出書提出者に関する情報の自治体間での連絡調整期間

5月中旬 オンライン申請受付開始(予定)

6月上旬 申請書送付・受付開始(予定)

6月中旬 以降順次、給付開始

※できるだけ速やかにお届けできるよう努めています。

4 事務局体制(令和2年5月1日付け)

文化市民局地域自治推進室に総勢10名の特別定額給付金事務局を設置し、制度構築と相談・給付事務を一体的に実施

<参考>

○ 制度概要

(1) 目的

「新型コロナウイルス感染症経済対策」(令和2年4月20日閣議決定)において、「人々が連帯して一致団結し、見えざる敵との闘いという国難を克服しなければならない」と示されたことを踏まえ、感染拡大防止に留意しつつ、簡素な仕組みで迅速かつ的確に家計への支援を行うもの。

(2) 給付対象者及び受給権者

ア 給付対象者は基準日(令和2年4月27日)において、住民基本台帳に記録されている者

イ 受給権者は、その者の属する世帯の世帯主(本市約72万世帯)

(3) 給付額

給付対象者1人につき10万円

(4) 給付金の申請及び給付の方法

感染拡大防止の観点から、給付金の申請は次のア及びイを基本とし、給付は、原則として申請者の本人名義の銀行口座への振込みにより行う。

なお、やむを得ない場合に限り、感染拡大防止策の徹底を図ったうえで現金による給付を行う。

ア 郵送申請方式

京都市文化市民局から受給権者宛てに郵送した申請書(住所等の必要事項印字済み)に振込先口座を記入し、振込口座の確認書類と本人確認書類の写しとともに返送

イ オンライン申請方式(マイナンバーカード所持者が利用可能)

マイナポータルから振込先口座を入力した上で、振込先口座の確認書類をアップロードし、電子申請(電子署名により本人確認を実施し、本人確認書類は不要)

(5) 配偶者からの暴力を理由とした避難事例や虐待により施設等に入所措置等が採られている障害者及び高齢者等に係る取扱い

上記のような特別な配慮を要する方に対しては、一定の取扱いが示されているところであり、当該対象者に給付金が支給されるよう適切に対応している。